

医薬品 プール用 バイゲンラックス

Pool Baigenlux

殺菌・消毒

第2類医薬品



プール用バイゲンラックスは、一般用医薬品の第2類医薬品に分類され、薬事法による水泳、遊泳用のプール水の殺菌・消毒剤です。

成分は次亜塩素酸ナトリウム10%溶液です。

製品には、使用期限が明記されており、必ず用法・用量に従いご使用下さい。

■ 成分及び性状

- 商品名 : プール用バイゲンラックス
 成分 : 次亜塩素酸ナトリウム10%溶液
 化学式 : NaClO (分子量 74.45)
 性状 : 無色又は、淡黄緑色の液体であり、塩素臭がする。

■ 用法・用量

用途	希釈度	使用方法
水泳用プール水の殺菌・消毒	14万倍～25万倍希釈 (0.4mg/L～0.7mg/L)	プール用水の遊離残留塩素濃度が常時0.4mg/L～0.7mg/L含有するように調整・保持する。

※ご使用時には、必ず製品の用法・用量及び希釈度、ご使用上の注意、保管及び取扱い上の注意に従い、使用期限内にご使用下さい。

■ 製品形態 成分：次亜塩素酸ナトリウム10%溶液

商品名	容量	梱包入数	JANコード
プール用バイゲンラックス	18L	—	4987702616240

プール水の水質基準

	厚生労働省(H19.5) 遊泳用プールの衛生基準	文部科学省(H21.4) 学校環境衛生基準
遊離残留塩素濃度	0.4mg/L以上であること。1.0mg/L以下が望ましい。	
pH値(水素イオン濃度)	5.8以上8.6以下であること。	
大腸菌	検出されないこと。	
一般細菌	1mL中200コロニー以下であること。	
濁度	2度以下であること。	
総トリハロメタン	0.2mg/L以下であることが望ましい。	
過マンガン酸カリウム消費量(有機物)	1.2mg/L以下であること。	

遊泳用プールの衛生基準について(厚生労働省)

二酸化塩素による消毒の場合は、0.1mg/L以上0.4mg/L以下であること。

また、亜塩素酸濃度は、1.2mg/L以下であること。

学校環境衛生基準について(文部科学省)

循環ろ過装置の出口における濁度は、0.5度以下であること。また、0.1度以下であることが望ましい。

遊離残留塩素濃度の測定について

遊離残留塩素濃度の測定については、ジエチルーP-フェニレンジアミン法(DPD法)又はそれと同等以上の精度を有する検査方法により行うものとする。

測定回数について

厚生労働省通達 ●●●●● 少なくとも毎日午前中1回以上及び午後2回以上の測定(このうち1回は遊泳者数ピーク時に測定)をする。

文部科学省通達 ●●●●● プール水使用前及び使用中、1時間に1回以上測定する。

いずれの場合でも常時遊離残留塩素濃度は0.4mg/L以上保持されることとし、1.0mg/L以下が望ましいとしている。

遊離残留塩素濃度 + pH値測定器及び試薬

測定器 エンパテスター S



遊離残留塩素測定試薬		pH 測定用試薬	
DPD 試薬 S300	DPD 試薬 S2000	BTB 指示薬セット	BTB 指示薬 500

発売元 **株式会社 カズサ**
〒299-4205
千葉県長生郡白子町南日当2424-6

商品お問合せ先

TEL 03-3863-5855 FAX 03-3863-5856
<http://www.kazusa1986.co.jp>

取扱店 (医薬品販売業の許可を有する)